

## 令和7年度第3回和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会

### 議事録

開催日時	令和7年10月22日（水）	17時59分から
開催場所	和歌山労働総合庁舎6階会議室	18時36分まで
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数3名 定数3名 定数3名
		出席3名 出席2名 出席3名

#### ○和中部会長

ただ今から、第3回和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催します。

まず、事務局から出席状況についての御報告をお願いします。

#### ○事務局（谷本）

本日の会議の成立状況から御報告いたします。

委員9名中、公益代表委員3名、労働者側2名、使用者側3名、出席いただいているあります。労働者側近野委員は都合上、本日は欠席となっています。

最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、本会議が成立していることを報告いたします。

また、本会議は原則公開となっており、傍聴希望に係る告示を行いましたが、申出がなかったことを報告いたします。

#### ○和中部会長

それでは、議題1 金額審議に入ります。

前回の審議では、金額提示後、双方の金額に開きがありましたので、労使それぞれ持ち帰っていただきて歩み寄りによる意見の一致が得られるよう、御検討をお願いしていましたと思います。

ちなみに、労働者側は、引上げ額70円の1,173円、使用者側からは、引上げ額65円の1,168円の御提示をいただいております。

まず、労使それぞれ御検討いただいた結果について御提示いただきて、意見の一致が得られれば、合意となります。意見の一致が得られない場合には、さらに個別審議を行って調整を図っていきたいと思います。

それでは、労使双方から具体的な金額の御提示をお願いしたいと思いますが、御提示いただく前に各側協議、必要でしょうか。労働者側いかがでしょうか。使用者側いかがでしょうか。

○久富委員

大丈夫です。

○田中委員

大丈夫です。

○和中部会長

分かりました。では、金額の御提示をお願いしたいと思います。

まずは、労働者側よろしくお願ひします。

○久富委員

まず、我々労働者側の基本的な考えにつきましては、これまでの専門部会において、優秀な人材の確保、近隣府県への人材流出の防止、さらには地賃との優位性を確保する必要性を主張してまいりました。

一方で、前回までの専門部会において使用者側の御意見を伺う中で、世界情勢や国内情勢が依然として不透明であること、また、賃金に限らず待遇全般の改善を通じて労働者に向き合っている姿勢など、各企業が様々な課題を抱えながらも待遇改善に努めている点について、理解を深めてきたところであります。

しかしながら、これまでの使用者側の主張につきましては、主に大企業や中小企業を対象とした内容であり、零細企業や組織化されていない労働者に対する配慮には不十分であるというふうに考えております。

また、我々労働者の存在意義を踏まえれば、企業が存在してこそ労働者が存在するという点は当然のことであるのですけれども、同時に労働者がいなければ企業も存続し得ないという事実も申し添えさせていただきます。

このような考え方のもと、労働者側で慎重に議論を重ねた結果、使用者側の提示額に一定の理解を示し、歩み寄ることも必要であるとの結論に至りました。

したがいまして、これまで主張していたプラス 70 円からプラス 69 円へと提示額を変更させていただきます。労働者側から以上となります。

○和中部会長

ありがとうございます。69 円プラスの 1, 172 円ということですね。

では、使用者側からお願ひできますでしょうか。

○田中委員

使用者側も今回に向けて協議いたしまして、前回、労働者側からも和歌山県の魅力の引上げですか鉄鋼業の引上げという意味で、地賃に対するフレームというお話もありましたし、そこを加味して前回 65 円というふうに申し上げた

と思うのですけども、プラス1円訂正の66円を提示したいと考えております。

今回、地賃の上げ幅が絶対値でも結構大きいということと、しっかり確実に上げていくという意味で、あまり大きなプラスというのは早すぎるというか、確実にやっていくべきなのかなと思いますので、プラス1円の66円で提示させていただきたいと思います。

○和中部会長

ありがとうございます。

ただ今、使用者側からは、66円プラスの1,169円の御提示をいただきました。

それぞれの金額の提示がありましたが、補足する意見やそれぞれの主張に対する御意見等がありましたら、お願いいいたします。労働者側、いかがでしょうか。

○久富委員

ちょっと考えさせてください。

○和中部会長

はい。使用者側いかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、それぞれからの金額の御提示がありましたが、双方の意見にまだ隔たりがあるようですので、意見の調整を図るために、この辺りで個別審議を開催して御意見をお聞きすることにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。それとも、再度、労働者側、使用者側で協議されますでしょうか。必要でしょうか。

○久富委員

個別で。

○和中部会長

個別審議でよろしいですか。

それでは、これより個別審議に入らせていただきたいと思います。まずは、労働者側からお聞きしたいと思いますので、使用者側は別室でお待ちいただいてよろしいでしょうか。労働者側が済み次第、また、お呼びさせていただきます。

〈公労個別審議〉

〈公使個別審議〉

## ○和中部会長

では、部会を再開させていただきます。

本日は、労使双方からの金額を御提示いただきまして、個別審議も含めて審議をさせていただきました。現段階では、労働者側は、プラス69円で1,172円、使用者側は、66円で1,169円との主張で、今現在、意見の一致はしておりません。この辺りにつきまして個別審議でお話させていただいた内容につきまして、この場で改めてさらに進んだ意見をお伝えいただけるようであれば話を進めていただけたらなと思うのですが。

まずは、労働者側、いかがでしょうか。

## ○久富委員

先ほど、公益委員の皆さんとお話させていただきました。

主張するところは、これまで言わせていただきましたので。また、使用者側の言っていることも十分分かりますので、もう1円歩み寄りたいと思います。プラス68円。でもこれ以上は、本日は考えてません。以上です。

## ○和中部会長

はい、ありがとうございます。先ほど、使用者側とお話させていただきました。

労働側のお話を聞かせていただいた内容は、使用者側にお伝えさせていただいております。使用者側の方からは、やはり支払能力という点で特に零細企業さんの方については、非常に重い現状がやっぱり現実重いというところと、それと大阪の地域別最賃とこちらの特賃と比較するのは、やや論理的に飛躍があるのではないかという話と、川上・川下の話についても言われるほど、尼崎の方でもかなりリスクのあるものが川下で扱ってられるということですが、それほどリスクという意味では極端に和歌山の多くの人がそれほどリスクを負って業務されているというわけでもないのではないかというお話がありました。

その辺りについて何か、お聞きになられて労働者側から何かお伝えすることがございますでしょうか。

あと論理的な御指摘と川上・川下のところの差異についてのコメントありましたら、その辺りについては特にコメントありませんか。

## ○久富委員

確かに使用者側が言われるとおり、リスクが高い作業も非常に多いかと思います。先ほども言いましたように尼崎、大阪については半製品、要は鉄が溶けたものを取り扱ってないと、ほぼほぼ。当然、和歌山の方にも半製品を作っているところは当然あるのですけども。それに加えて、やはり高炉とか、製鋼というところは溶融物を取り扱うところですので、非常に高温、ましてや粉じんも非常に

下工程より飛びますし、リスクは大阪、尼崎よりもあるかなというふうに考えてます。

○和中部会長

ありがとうございました。

今、労働者側からの御発言ありましたけれど、それを受けまして使用者側の方からは金額提示、さらなる金額の提示を含めて、何か御意見はございますでしょうか。

○田中康平委員

訂正という話で言うと、今、労働者側に最後におっしゃっていただいたことは理解できるところもあるのですけども、だからといって定量的にあといくら上げますみたいなところの理由にもなりづらいのかなと思いまして、どういう見方をするかというか、どの視点でみるか、中小企業といつてもいっぱい色んな範囲の方が会社もあると思いますし、現場のリスクというのもどれぐらい定量的に言えばどれぐらい違うのかというのもあると思いますし。さっきも申し上げましたけども、確かに溶融物を扱う職場というのは和歌山は、当然他の関西製鉄所の地域に比べると、比率は高いことは高いですけども、じゃあ和歌山全体のどれぐらいの比率なのかというと必ずしもそんなに高くないのではないかなどいうこともございますし、それがなんか和歌山の最賃を引き上げる理由にもなりづらいのかなという感覚です。

○和中部会長

分かりました。ありがとうございます。

今、双方からの御意見をいただきまして、今現在、労働者側からの御提示は、68円プラスの1,171円、使用者側からは、66円プラスの1,169円ということで、2円の金額差が今現在残っております。また、本日、一通りの御意見いただきましたけれど、意見の一致はしておりません。

よろしければ、本日の審議は、これ以上何か付け加えることは、特に現段階ではないですか。そういうことですので、よろしければ、本日の審議はここまでとし、内容を持ち帰っていただき、それぞれの御検討いただいたうえで、次回改めて金額提示のお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○和中部会長

では本日の各側の意見、主張について、持ち帰って御検討いただいたうえで、できましたら次回で意見の一致が得られるように、労使双方に歩み寄りをお願いしたいと思います

次に、その他の議題として、何かございますでしょうか。事務局はいかがですか。

○事務局（谷本）

特にありません。

○和中部会長

それでは、次回、第4回の専門部会は、10月28日火曜日午後6時から、同じく労働局6階会議室で開催します。

改めて、意見の一致が得られますよう、労使双方の歩み寄りの努力をお願いして、本日はこれで終了たいと思います。ありがとうございました。